

## 【別紙】石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の主な見直し内容について

### 1 落札決定後契約締結前の取扱

指名競争入札において、落札決定者が契約締結前に指名停止となった場合は、「契約締結を辞退するよう勧告する」ものを「締結しない」ものとする。

### 2 指名停止期間の上限を延長

指名停止期間の上限を「24か月」から「36か月」に延長する。

### 3 過去の措置要件に係る指名停止の対象

過去に有資格者でない時点で措置要件に該当した場合等について、新たに有資格者となった時点から指名停止を行うものとする。

### 4 「石巻地区土地開発公社」の削除

### 5 工事成績の不良

市発注工事の施工において、石巻市工事検査規程（平成17年石巻市告示第183号）に定める完成検査時の工事成績が不良の場合、指名競争入札において指名回避を行っていたが、一般競争入札にも参加を制限する指名停止措置を下表のとおり行うものとする。

措置要件	指名停止期間
(1) 50点以上60点未満	認定の日から1か月
(2) 40点以上50点未満	〃 2か月
(3) 40点未満	〃 3か月

なお、改正にあわせ、石巻市建設工事等指名競争入札参加者指名基準に規定する指名回避を削除する。

### 6 契約違反等における文言の削除

契約違反等に関して、

- ・ 正当な理由がなく 契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき
- ・ 正当な理由がなく、工事等の契約を締結しなかったとき

としていたものから、「正当な理由がなく」の記載を削除する。

### 7 独禁法違反行為等の公共機関発注の条件の削除及び指名停止期間の見直し

市発注工事以外の工事で独禁法違反行為等があった場合は、これまで、それが公共機関の発注した工事である場合に限り指名停止を行うこととしていたが、それ以外の工事に関しても、独禁法違反行為等があれば指名停止を行うものとする。また、指名停止期間の見直しを行う。

### 8 建設業法違反行為に関する指名停止期間の見直し

見直し後	現行
・市発注工事 3ヶ月以上12ヶ月以内	・市発注工事 3ヶ月以上12ヶ月以内
・市発注以外の工事 1ヶ月以上12ヶ月以内	・一般工事 2ヶ月以上12ヶ月以内
	・宮城県外における工事 1ヶ月以上12ヶ月以内